

株主各位

大阪市中央区南船場四丁目12番21号
株式会社バルニバービ
代表取締役社長 佐藤 裕久

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年10月26日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年10月27日（木曜日）午前11時00分（受付開始 午前10時30分）
2. 場 所 大阪市北区中之島一丁目1番27号
大阪市中央公会堂3階 中集会室
（末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第25期（平成27年8月1日から平成28年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第25期（平成27年8月1日から平成28年7月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役1名選任の件
 - 第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.balnibarbi.com>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成27年8月1日から)
(平成28年7月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀による金融緩和策を背景として、企業収益の改善や訪日客によるインバウンド効果などによる緩やかな回復基調が見られた反面、中国経済の減速やイギリスのEU離脱問題、年明け以降の急激な円高などの多くの懸念材料もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、高付加価値業態を中心として、インバウンド効果、法人交際費の増加傾向により、回復傾向が見られてはおりますが、競合企業との競争激化、原材料価格の高騰、人手不足に伴う人材確保難や人件費上昇など、引き続き厳しい状況で推移しております。

このような状況の中、当社グループでは多様な新規出店プロジェクトの企画開発を推進する一方で、新たな店舗運営子会社の経営を担う人材育成に注力してきたことで平成28年2月には個性ある店舗運営子会社3社を設立し、事業規模拡大を支える運営体制をより強固なものいたしました。また、平成28年7月には、麒麟麦酒株式会社との関係強化を目的とする株式譲渡を実施し、同社の協力のもと当社グループの店舗における「ハートランドビール」のプロモーション活動を積極的に推進することとなっております。

当連結会計年度における店舗の増減といたしましては、レストラン事業では11店舗をオープンし、期間限定店舗1店舗をクローズ、スイーツ事業では3店舗をオープンし、当社グループとしては計14店舗をオープンし、1店舗をクローズしております。結果、当連結会計年度末現在における当社グループの運営する店舗数は71店舗となっております。

この結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は8,468,065千円、営業利益は578,217千円、経常利益は589,235千円、親会社株主に帰属する当期純利益は356,547千円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行っておりません。

事業別の状況は以下のとおりであります。

a. レストラン事業

レストラン事業におきましては、平成27年9月に東京都新宿区に「グッドモーニングカフェ 早稲田」をオープン、平成28年4月には名古屋市東区の名城大学にて名古屋エリア初出店となる「ムー ガーデンテラス」をオープンし、大学レストランを5店舗としました。平成27年10月には福岡市中央区にて福岡エリア初出店となる「アンティーカ ピッツェリア ダ ミケーレ 福岡」をオープンし、さらに平成28年4月には福岡市博多区において福岡エリアの旗艦店舗となる「ガーブ リーブス」をオープンするなど、関東、関西エリアに続く出店エリアの拡大を推進しております。

また、平成27年11月には、東京都台東区にて「ボン花火」、「焼くろ澤（平成28年7月に「ビストロバル トロワキュイ アサヌマ」に業態変更）」を同時オープンしバッドロケーションである蔵前・駒形エリアの活性化を推進する一方で、不動産デベロッパーからの誘致としても、大阪市天王寺区の天王寺公園再活性化プロジェクト「てんしば」にて「青いナポリ イン ザ パーク」、平成28年4月には兵庫県西宮市の「西宮ガーデンズ」にて「イン ザ グリーン ガーデンズ」、平成28年5月には東京都千代田区の「東京ガーデンテラス」にて「ガーブ セントラル」、大阪府枚方市の「枚方T-SITE」にて「ミール トウギ ャザー ルーフ テラス」と当社の個性を活かすことのできる出店を行うことができました。また、行政機関との取り組みとしては、東京都建設局が行う水辺活性化の施策である「隅田川 “かわてらす”」に「ボン花火」が選定され、平成28年7月に“かわてらす”を開設し、大阪市北区の中之島公園において中之島エリアの活性化に対する貢献を評価され、平成28年6月に期間限定のビアガーデン「中之島オープンテラス」を3年連続でオープンしております。

店舗運営に関しましては、店舗運営子会社ごとに店舗の状況に合わせたきめ細かいレストラン運営に取り組む一方で、新規店舗における顧客満足度と収益性を向上させる店舗運営方法の確立、ビアガーデンやバーベキュー、こたつテラスなど季節に応じた店舗運営、営業企画・イベントの立案などの取り組みを実施しており、平成28年5月には当社グループが5店舗を運営する東京都千代田区神田錦町においてエリア活性化イベント「錦宴」を開始し、多くのパフォーマーと参加者による賑わいを創造いたしました。

また、当社独自の組織制度である店舗運営子会社につきましては、平成28年2月に関東地区における店舗運営を担う株式会社バルニバービウィルワークス、九州地区における店舗運営を担う株式会社バルニバービイートライズ及び複数の代表取締役が全責任を持って各担当店舗の運営を行う株式会社バルニバービタイムタイムと個性ある店舗運営子会社3社を設立したことで、店舗運営子会社は9社となり、個店ごとに異なる店舗運営体制がより強化されております。

この結果、当連結会計年度末におけるレストラン事業の店舗数は、関東地区28店舗、関西地区20店舗、その他地域3店舗の計51店舗となり、売上高は7,444,341千円となりました。

b. スイーツ事業

スイーツ事業におきましては、季節商品やコラボ商品等の商品開発を推進する一方で、平成27年9月には東京都新宿区に「トーキョークレープガール 早稲田どらま館」、平成27年10月には川崎市幸区に「花のババロア ハバロ/パラディ ラゾーナ川崎」、平成28年3月には京都市東山区の「高台寺」境内に「スロージェットコーヒー 高台寺」をオープンしております。

この結果、当連結会計年度末におけるスイーツ事業の店舗数は、関東地区10店舗、関西地区4店舗の計14店舗となり、売上高は575,358千円となりました。

c. アスリート食堂事業

アスリート食堂事業におきましては、アスリートだけではなく健康志向の顧客へのターゲット層の拡大及びオペレーションの効率改善によるコストダウンによる収益性改善を進めております。

この結果、当連結会計年度末におけるアスリート食堂事業の店舗数は、関東地区4店舗、関西地区1店舗、その他地域1店舗の計6店舗となり、売上高は416,685千円となりました。

d. その他の事業

その他の事業は、企業、行政機関などに対して、地域ブランド振興、カフェやレストランの企画・開発等のコンサルティングを行っております。当連結会計年度における売上高は31,679千円となっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、1,775,097千円であります。

その主なものは、「アンティーカ ピッツェリア ダミケーレ 福岡」、「青いナポリ インザパーク」、「ムー ガーデンテラス」、「ガープ リーブス」及び「ガープ セントラル」等の新規出店並びに「カフェ ガープ」の店舗用不動産取得によるものであります。設備投資額の内訳は、有形固定資産1,737,490千円、差入保証金37,606千円であります。

③ 資金調達の様況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として650,000千円の調達を実施しました。

なお、上記の長期借入金のうち、新規出店に係る設備資金に充当するため、機動的かつ安定的な資金調達を確保することを目的としてシンジケートローン1,000,000千円を組成し、330,000千円を調達しております。

当社は平成27年10月28日に東京証券取引所マザーズに上場し、公募増資により581,567千円の資金調達を行いました。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は平成28年2月1日付で、100%出資子会社、株式会社バルニバービイートライズ、株式会社バルニバービウィルワークス、株式会社バルニバービタイムタイムを設立しております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (平成25年7月期)	第 23 期 (平成26年7月期)	第 24 期 (平成27年7月期)	第 25 期 (当連結会計年度) (平成28年7月期)
売 上 高 (千円)	—	—	—	8,468,065
経 常 利 益 (千円)	—	—	—	589,235
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	—	—	—	356,547
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	88.52
総 資 産 (千円)	—	—	—	5,288,688
純 資 産 (千円)	—	—	—	1,881,937
1株当たり純資産 (円)	—	—	—	453.59

(注) 1. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第24期以前の状況は記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

3. 平成28年2月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第25期の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (平成25年 7 月期)	第 23 期 (平成26年 7 月期)	第 24 期 (平成27年 7 月期)	第 25 期 (当事業年度) (平成28年 7 月期)
売 上 高 (千円)	4,782,191	5,114,707	5,580,683	7,597,704
経 常 利 益 (千円)	206,080	198,920	387,229	455,703
当 期 純 利 益 (千円)	112,751	148,019	227,647	287,808
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	30.98	40.68	62.56	71.46
総 資 産 (千円)	2,552,096	2,805,242	3,660,738	4,960,219
純 資 産 (千円)	458,907	606,927	834,575	1,708,884
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	126.11	166.78	229.34	411.88

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は、平成26年7月10日付で普通株式1株につき100株の株式分割、平成27年7月3日付で普通株式1株につき5株の株式分割及び平成28年2月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社パティスリードパラディ	5,000千円	100.0%	洋菓子の製造及び販売
バルニバービ・スピリッツ&カンパニー株式会社	5,000千円	100.0%	飲食店の運営受託
株式会社ワナビー	1,000千円	100.0%	飲食店の運営受託
株式会社バルニバービインターフェイス	3,000千円	100.0%	飲食店の運営受託
株式会社アスリート食堂	99,500千円	100.0%	飲食店の経営
株式会社バルニバービコンシスタンス	1,000千円	100.0%	飲食店の運営受託
株式会社バルニバービイートライズ	1,000千円	100.0%	飲食店の運営受託
株式会社バルニバービウィルワークス	1,000千円	100.0%	飲食店の運営受託
株式会社バルニバービタイムタイム	1,000千円	100.0%	飲食店の運営受託

- (注) 1. 平成28年2月1日付で、株式会社バルニバービイートライズ、株式会社バルニバービウィルワークス、株式会社バルニバービタイムタイムを設立いたしました。
2. 平成28年2月1日付で、バルニバービアーツ株式会社は、解散いたしました。
3. 平成28年8月1日付で、株式会社バルニバービオーガストを設立いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、日本国内の外食市場の競争は年々激化し、特にお客様が食事をする時間や空間を楽しむためのレストランへの要望は、単に好立地にシステム化された店舗を供するチェーン店では叶えることができないところにまで高まっているものと考えております。

また、昨今の外食企業の人手不足にみられるように、効率のみを推し進めた飲食店は、働くスタッフにとっても魅力に欠ける傾向があることから、システム化されたレストランチェーンは成熟した日本社会の中では長期的な成長が困難となる可能性があるものと認識しております。

このような状況認識を踏まえて、当社グループは、「その時代にその街で生きる人々が長く必要とするレストランを、周囲の良好な環境を取り込むカタチで統合的にデザインし、働く者たちの自立した思いによる店舗運営により経営する」というコンセプトにより、中長期的な成長を実現するため、以下の課題について重点的に取り組んでおります。

① リーダーシップを有する人材確保と育成

当社グループのレストランの運営は、各々の店舗運営子会社が行っております。当社グループの成長の源泉は、マニュアルに沿ったレストラン運営ではなく、季節、天候の変化を把握しながら、各店舗で異なるお客様のニーズと向き合うモチベーションの高いスタッフとそのスタッフを統率するリーダーである店舗運営子会社の経営陣によります。当社グループの店舗はデザイン性、ファッション性を重視しており、店舗スタッフにとって魅力のある職場であるだけではなく、店舗運営を各店舗での創意工夫により行うことから日々の仕事にやりがいを感じることができ、結果として、当社グループでは店舗スタッフの採用活動に関しては対処すべき課題とは認識しておりません。しかしながら、当社グループでは、店舗の状況だけではなく、一人一人のスタッフの状況を把握できる限界点を超えない規模で店舗運営子会社を分割する方針を採用しているため、店舗運営子会社の経営陣となりうるリーダーシップを有する人材を確保し、育成することは、当社グループの成長のための重要な課題であると認識しております。

② レストラン事業の国内展開

当社グループのレストラン事業の店舗展開は、通常のレストランの立地としては好立地とはいえない「パッドロケーション」ではあるが、人々をほっとさせるような街並みや水辺・公園などの周辺環境に恵まれた場所に着目した出店を行うことに特徴があり、立地開発は重要課題であると認識しております。また、これらの実績により、不動産デベロッパー、商業施設、行政機関、大学等からの出店オファーについても多くの案件が持ち込まれてはおりますが、今後につきましても、より多くの案件から出店を検討することで収益性向上を図る必要があると認識しております。

③ 経営管理体制の強化

当社グループは、企業規模の拡大の基礎となる経営管理体制、コーポレート・ガバナンスをより強化し、店舗運営子会社の店舗運営上の問題点の把握、コンプライアンスの徹底、適切なディスクロージャーやIR活動に取り組むことが企業価値の向上に繋がるものと認識しております。

④ 新規事業開発と資金調達

当社グループでは、レストラン事業だけではなく、急成長を目指すアスリート食堂事業などの国内外を含む店舗展開、海外飲食ブランドの国内展開などの新規事業開発を推進する必要があると認識しており、必要資金の調達が重要な課題であると認識しております。

(5) 主要な事業内容（平成28年7月31日現在）

- ① 飲食店の経営
- ② 飲食店等の企画及びコンサルティング

(6) 主要な事業所及び店舗（平成28年7月31日現在）

① 当社の主要な事業所

主 な 事 業 所 名	所 在 地
本 店	大阪市中央区南船場四丁目12番21号
大 阪 本 部	大阪市西区南堀江一丁目14番26号
東 京 本 部	東京都台東区蔵前二丁目15番5号

② 子会社の事業所

子 会 社 名	所 在 地
株式会社パティスリードパラディ	東京都文京区小石川三丁目32番1号
バルニバービ・スピリッツ&カンパニー株式会社	東京都台東区蔵前二丁目15番5号
株 式 会 社 ワ ナ ビ ー	大阪市中央区博労町四丁目4番7号BBBビル
株式会社バルニバービインターフェイス	大阪市西区南堀江一丁目14番26号
株 式 会 社 ア ス リ ー ト 食 堂	東京都台東区蔵前二丁目15番5号
株式会社バルニバービコンシスタンス	東京都台東区蔵前二丁目15番5号
株式会社バルニバービイートライズ	福岡市博多区博多駅前三丁目19番1号
株式会社バルニバービウィルワークス	東京都台東区蔵前二丁目15番5号
株式会社バルニバービタイムタイム	東京都台東区蔵前二丁目15番5号

③ 当社グループの主要な営業店舗

<関東地区> 店舗数 42店舗

主 な 店 舗 名	所 在 地
リバーサイドカフェ シエロ イリオ	東京都台東区蔵前二丁目15番5号 MIRROR-1 F
ガ ー ブ 東 京	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号 丸の内仲通りビル1 F
グッドモーニングカフェ 千駄ヶ谷	東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目17番1号 東京体育館プール棟
ガ ー ブ 江 ノ 島	神奈川県藤沢市片瀬海岸二丁目17番23号 BEACH HOUSE-2 F
グッドモーニングカフェ 中野セントラルパーク	東京都中野区中野四丁目10番2号 中野セントラルパークサウス1 F

<関西地区> 店舗数 25店舗

主 な 店 舗 名	所 在 地
ガ ー ブ モ ナ ー ク	大阪市北区大深町4番1号 グランフロント大阪 うめきた広場1 F
シャンデリア テーブル	大阪市北区角田町8番7号 阪急うめだ本店13 F
ガ ー ブ ウ ィ ー ク ス	大阪市北区中之島一丁目1番29号 中之島公園内
カ フ ェ ガ ー ブ	大阪府中央区博労町四丁目4番7号
イ ン ザ グ リ ー ン	京都市左京区下鴨半木町 府立植物園北山門横

<その他地域> 店舗数 4店舗

主 な 店 舗 名	所 在 地
鹿屋アスリート食堂 研究開発本部	鹿児島県鹿屋市古里町594番地1
アンティーカーピッツェリア ダミケーレ 福岡	福岡市中央区大名一丁目4番18号
ム ー ガ ー デ ン テ ラ ス	名古屋市東区矢田南四丁目102番9号 名城大学ナゴヤドーム前キャンパス北館1 F
ガ ー ブ リ ー ブ ス	福岡市博多区博多駅前三丁目19番1号

(7) 使用人の状況（平成28年7月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数 504名（447名）

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 当期より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前期との比較は行っておりません。
3. 当社グループは飲食店運営事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
48名（1名）	8名増（一名）	37.1歳	3.2年

- (注) 1. 使用人数は就業員数(当社から社外への出向は除いております。)であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 使用人数が前事業年度末より8名増加した理由は、業容の拡大によるものです。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年7月31日現在）

借入先	借入額
シンジケートローン	330,000千円
株式会社みずほ銀行	318,330千円
株式会社三井住友銀行	253,358千円
株式会社商工組合中央金庫	197,809千円
株式会社りそな銀行	185,003千円
株式会社山陰合同銀行	156,688千円

- (注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を主幹事とする計5行からの協調融資によるものです。

(9) その他の企業集団の現況に関する重要な事項

平成27年10月28日付で、東京証券取引所マザーズに上場いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年7月31日現在）

① 発行可能株式総数 14,556,000株

(注) 1. 平成27年8月14日開催の臨時株主総会決議により、同日付で発行可能株式総数を6,400,000株から7,278,000株に変更しております。

2. 平成28年1月4日開催の取締役会決議により、平成28年2月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は、7,278,000株増加しております。

② 発行済株式の総数 4,149,000株

(注) 1. 平成27年10月28日付で東京証券取引所マザーズに上場し、公募増資により255,000株増加しております。

2. 平成28年2月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行済株式の総数は、2,074,500株増加しております。

③ 株主数 2,818名

④ 大株主（上位11名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 H U M O	1,420,400株	34.23%
佐 藤 裕 久	1,240,200株	29.89%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	150,100株	3.61%
麒麟麦酒株式会社	94,000株	2.26%
中 島 邦 子	75,000株	1.80%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	50,200株	1.20%
安 藤 文 豪	50,000株	1.20%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC I S G (FE - AC)	43,000株	1.03%
佐 藤 隆 子	34,000株	0.81%
田 中 亮 平	25,000株	0.60%
辻 元 拓 士	25,000株	0.60%

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

発行決議日	平成26年7月28日	
新株予約権の数	16,000個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 160,000株 (新株予約権1個につき10株)	
新株予約権の発行価格	無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 5,500円 (1株当たり 550円)	
権利行使期間	平成28年8月1日から 平成34年7月31日まで	
行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の割当を受けた当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、会社都合による退職その他当社の取締役会が認める正当な事由のある場合には、この限りではない。 2. その他の条件は、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。 	
役員 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 15,000個 目的となる株式数 150,000株 保有者数 5人
	社外取締役	新株予約権の数 300個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1人
	監査役 (社外監査役を除く)	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 1,000株 保有者数 1人
	社外監査役	新株予約権の数 600個 目的となる株式数 6,000株 保有者数 2人

(注) 1. 平成27年7月3日付で行った1株を5株とする株式分割及び平成28年2月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 平成28年7月31日付で辞任した取締役1名についての新株予約権の数2,000個、新株予約権の目的となる株式の数20,000株が含まれております。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他の新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成28年7月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	佐 藤 裕 久	株式会社バルニバービインターフェイス代表取締役 株式会社パティスリードパラディ代表取締役 バルニバービ・スピリッツ&カンパニー株式会社 代表取締役 株式会社HUMO代表取締役 株式会社ワナビー代表取締役 株式会社アスリート食堂代表取締役 株式会社バルニバービコンシスタンス代表取締役 株式会社バルニバービウィルワークス代表取締役 株式会社バルニバービイートライズ代表取締役 株式会社バルニバービタイムタイム代表取締役 株式会社ネクシィーズグループ社外監査役
常務取締役	安 藤 文 豪	営業本部長兼関東営業部長 株式会社アスリート食堂取締役 バルニバービ・スピリッツ&カンパニー株式会社取締役 株式会社パティスリードパラディ取締役
常務取締役	中 島 邦 子	企画本部長
取 締 役	辻 元 拓 士	管理本部長 株式会社OPAS取締役
取 締 役	田 中 亮 平	関西営業部長 株式会社バルニバービインターフェイス代表取締役 株式会社ワナビー取締役
取 締 役	水 澤 完 昭	営業開発部長
取 締 役	谷 間 真	株式会社T-REVIVEコンサルティング代表取締役 株式会社セントリス・コーポレートアドバイザー 代表取締役 株式会社キャリア取締役 株式会社FTコンサルティングジャパン代表取締役 株式会社アクリート取締役 株式会社ザッパラス監査役 株式会社日本医療機器開発機構監査役
常勤監査役	柴 田 政 義	
監 査 役	北 山 雅 章	
監 査 役	青 木 巖	キャピタル・アドバイザー株式会社代表取締役社長 株式会社ネクシィーズグループ社外監査役 サムシングホールディングス株式会社社外取締役

(注) 1. 取締役谷間 真氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。

2. 監査役北山雅章氏及び青木 巖氏は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。

3. 当社は、谷間 真氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役青木 巖氏は、会社経営者として経営及び財務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 代表取締役佐藤裕久氏及び監査役青木 巖氏が社外監査役を務める株式会社ネクシィーズは、平成28年4月1日付で株式会社ネクシィーズグループに社名を変更しております。
6. 取締役谷間 真氏が代表取締役を務める株式会社F Tコンサルティングジャパンは、平成28年9月1日付で株式会社セントリス・アジアマーケティングに社名を変更しております。
7. 取締役辻元拓士氏は、平成28年7月31日をもって辞任により退任いたしました。
8. 取締役安藤文豪氏は、平成28年2月1日付で営業本部長から営業本部長兼関東営業部長に就任いたしました。
9. 取締役田中亮平氏は、平成28年2月1日付で営業本部副本部長から関西営業部長に就任いたしました。
10. 取締役水澤完昭氏は、平成28年2月1日付で管理本部副本部長から営業開発部長に就任いたしました。
11. 取締役安藤文豪氏は、平成28年8月1日付で営業本部長兼関東営業部長から営業本部長となりました。
12. 取締役田中亮平氏は、平成28年8月1日付で関西営業部長から社長室長に就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	145,800千円 (3,600千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	8,040千円 (1,200千円)
合 計 (うち社外役員)	10名 (3名)	153,840千円 (4,800千円)

- (注) 1. 上記には、平成28年7月31日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成25年10月31日開催の第22期定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成25年10月31日開催の第22期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役谷間 真氏は、株式会社T-R E V I V Eコンサルティング、株式会社セントリス・コーポレートアドバイザー及び株式会社FTコンサルティングジャパン（現 株式会社セントリス・アジアマーケティング）の代表取締役であります。また株式会社アクリート及び株式会社キャリアの取締役、株式会社ザッパラス及び株式会社日本医療機器開発機構の監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役青木 巖氏は、キャピタル・アドバイザー株式会社の代表取締役社長、サムシングホールディングス株式会社の社外取締役及び株式会社ネクシィーズグループの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	谷 間 真	当事業年度における取締役会に15回中15回出席し、公認会計士としての高い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	北 山 雅 章	当事業年度における取締役会に15回中15回出席し、監査役会に17回中17回出席し、取締役会及び監査役会において豊富な経験及び高い見識から、必要に応じて妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	青 木 巖	当事業年度における取締役会に15回中15回出席し、監査役会に17回中17回出席し、取締役会及び監査役会において経営者としての高い見識から、必要に応じて妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 かがやき監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,100千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、かがやき監査法人に対して、コンフォートレター作成業務等についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人かがやき監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、当社グループにおける行動規範を制定し、法令遵守はもちろんのこと、当社グループにおけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めるものとする。

代表取締役直轄の内部監査室を設置し、内部統制の監査を行い、コンプライアンス体制の調査、法令及び定款上の問題の有無を調査し、取締役会等においてこれを報告するものとする。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」に基づき、文書化または電磁的媒体に記録し、整理及び保存する。その他の社内規程の定めるところに従い、定められた期間適切に保存するとともに、必要に応じて取締役及び監査役等が閲覧できるものとする。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業活動の中で生じるリスクについては、リスク管理担当としてリスク管理委員会を設置し、企業グループ全体のリスクを網羅的に把握し、統括して管理するものとする。

また、内部監査室は各業務執行部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役及び監査役に報告するものとする。

不測の事態が発生したときは、代表取締役を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速な対応をとるとともに、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えるものとする。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行を効率的に行うために、取締役会を毎月1回定時に開催する他、適宜、臨時に開催できるものとする。取締役の職務の執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において、意思決定ルールを明確化し、適正かつ効率的に行われる体制を構築するものとする。

e. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びその子会社における内部統制の構築を目指し、当社の内部監査室が当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を当社グループの責任者に報告するとともに、必要に応じて内部統制の改善策の指導及び助言を行う体制を構築するものとする。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（その使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項を含む）

現在、当社においては、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査役の監査の実効性を確保するため、監査役が求めた場合は監査役の職務を補助する使用人を配置するものとする。監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従って、監査役業務全体を補助するものとし、これに必要な知識及び能力を有する者を選任するものとする。また、監査役は、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役から何ら指示を受けない立場としてこれを遂行しなければならないものとする。

g. 取締役及び使用人並びに子会社の取締役や監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役または使用人は、監査役に対して法令の事項に加え、重要会議の日程、会議事項の報告、当社の業務または業績に重要な影響を及ぼす事項、その他監査役が必要と認める事項を速やかに報告するものとする。また、内部監査室は、監査役に対して内部監査計画を明示するとともに、内部監査実施状況等については速やかに報告するものとする。

h. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役または使用人が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを禁止するものとする。

i. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役からその業務に係る費用の前払等の請求があった場合は、経営管理部において精査の上、その支払いが不適當である場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

じ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、何時でも取締役及び使用人に対して報告を求めることができ、また、取締役会のみならず必要に応じて当社グループにおけるすべての会議に出席できるものとする。その他、代表取締役、取締役、執行役員、内部監査人及び会計監査人と必要に応じて意見交換を実施できるものとする。また、当社グループの必要な報告が適時に監査役会に報告される体制を構築し、監査役の監査の実効性をより高める。

く. 会社に係る財務報告の適正性を確保するために必要な体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性と適正性の確保を目的として、財務報告に係る内部統制の構築を行うものとする。

また、財務報告に係る内部統制、金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するため、財務報告に係る内部統制の有効性に関する評価を実施し、必要な是正を行うものとする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループにおきましては、上記の業務の適正を確保するための体制について、継続的に運用状況を確認しております。その結果、問題があった場合は取締役会にその内容を報告し、是正処置を行い、より適正な内部統制システムの運用を構築することとなっております。

リスク管理につきましては、年1回リスク管理委員会を開催し、リスク管理に関する課題を協議しております。

監査役会は、監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査室、子会社監査役並びに会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各店舗、工場及び各部門の業務執行の監査を実施しております。

(注) 1. 本事業報告に記載の金額は表示単位未満の端数を切り捨てて、比率については表示単位未満を四捨五入しております。

2. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成28年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,785,507	流動負債	1,684,759
現金及び預金	1,254,833	買掛金	266,479
売掛金	258,445	1年内償還予定の社債	50,000
商品及び製品	77,138	1年内返済予定の長期借入金	442,632
原材料及び貯蔵品	30,470	リース債務	95,525
繰延税金資産	26,788	未払金	454,206
その他	137,830	未払消費税等	114,677
固定資産	3,503,181	未払法人税等	130,243
有形固定資産	2,902,581	賞与引当金	4,022
建物及び構築物	1,469,225	資産除去債務	1,425
機械装置及び運搬具	25,072	その他	125,546
工具器具備品	270,419	固定負債	1,721,991
土地	768,684	社債	20,000
リース資産	293,913	長期借入金	1,272,084
建設仮勘定	75,264	リース債務	225,978
無形固定資産	60,488	資産除去債務	165,720
のれん	3,195	その他	38,209
リース資産	181	負債合計	3,406,751
その他	57,112	(純資産の部)	
投資その他の資産	540,111	株主資本	1,881,937
差入保証金	381,287	資本金	392,250
繰延税金資産	61,594	資本剰余金	443,666
その他	97,228	利益剰余金	1,046,021
資産合計	5,288,688	純資産合計	1,881,937
		負債純資産合計	5,288,688

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年8月1日から
平成28年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		8,468,065
売上原価		2,372,354
売上総利益		6,095,710
販売費及び一般管理費		5,517,493
営業利益		578,217
営業外収益		
受取利息	225	
保険金収入	17,718	
消費税差額	28,389	
その他	7,739	54,072
営業外費用		
支払利息	20,775	
株式交付費用	4,932	
株式公開費用	7,213	
その他	10,133	43,054
経常利益		589,235
特別損失		
関係会社清算損	3,147	3,147
税金等調整前当期純利益		586,088
法人税、住民税及び事業税	208,917	
法人税等調整額	20,623	229,540
当期純利益		356,547
親会社株主に帰属する当期純利益		356,547

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年 8月 1日から)
(平成28年 7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計	
当連結会計年度期首残高	99,000	150,416	689,473	938,889	938,889
当連結会計年度変動額					
新株の発行	293,250	293,250		586,500	586,500
親会社株主に帰属する 当期純利益			356,547	356,547	356,547
当連結会計年度変動額合計	293,250	293,250	356,547	943,047	943,047
当連結会計年度末残高	392,250	443,666	1,046,021	1,881,937	1,881,937

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 9社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社バルニバービインターフェイス
株式会社パティスリードパラディ
株式会社ワナビー
バルニバービ・スピリッツ&カンパニー株式会社
株式会社アスリート食堂
株式会社バルニバービコンシスタンス
株式会社バルニバービイートライズ
株式会社バルニバービウィルワークス
株式会社バルニバービタイムタイム

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 株式会社OPAS
株式会社ジョイパーク
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

b. デリバティブ

時価法

c. たな卸資産

・製品

総合原価計算による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・商品・原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～28年

工具器具備品 2年～20年

b. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

c. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

⑤ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- ⑥ 重要なヘッジ会計の方法
- a. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。
 なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
- b. ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ
 ヘッジ対象…借入金
- c. ヘッジ方針 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。
- d. ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップの特例処理の要件を満たしておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。
- ⑦ のれんの償却方法及び償却期間
 のれんについては、その支出の効果の発現期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ⑧ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
 消費税等の会計処理
 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	60,444千円
土地	729,920千円
計	790,365千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	89,834千円
長期借入金	349,642千円
計	439,476千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,585,480千円

(3) シンジケートローンによるコミットメント契約及び当座貸越契約

- ① 当社グループは、新規出店に係る設備資金に充当するため、機動的かつ安定的な資金調達を確保することを目的として、取引銀行5行とシンジケーション方式のコミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントの総額	1,000,000千円
借入実行残高	330,000千円
差引額	670,000千円

- ② 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額	130,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	130,000千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 4,149,000株

- (2) 剰余金の配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年10月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	41,490	10	平成28年7月31日	平成28年10月28日

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 一株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等に限定し、必要な資金は主に銀行借入及び社債発行により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項 ⑥重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金は、各所管部署において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

b. 市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップを使用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた内部規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,254,833千円	1,254,833千円	－千円
(2) 売掛金	258,445	258,445	－
資 産 計	1,513,279	1,513,279	－
(1) 買掛金	266,479千円	266,479千円	－千円
(2) 未払金	454,206	454,206	－
(3) 社 債 (*1)	70,000	70,129	129
(4) 長期借入金 (*2)	1,714,716	1,719,346	4,630
負 債 計	2,505,402	2,510,162	4,760

(*1) 社債には、1年内償還予定の社債を含めて表示しております。

(*2) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債、(4) 長期借入金

社債及び長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体

として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,450
差入保証金	381,287

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,254,833	—	—	—
売掛金	258,445	—	—	—
合計	1,513,279	—	—	—

4. 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
社債	50,000	20,000	—	—
長期借入金	442,632	1,052,686	219,397	—
合計	492,632	1,072,686	219,397	—

5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 453円59銭
 (2) 1株当たりの当期純利益 88円52銭

(注) 平成28年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成28年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,417,108	流動負債	1,559,051
現金及び預金	908,748	買掛金	247,151
売掛金	230,069	1年内償還予定の社債	50,000
商品	67,131	1年内返済予定の長期借入金	436,147
貯蔵品	19,634	リース債務	92,387
前渡金	3,119	未払金	506,077
前払費用	97,867	未払費用	20,769
繰延税金資産	20,277	未払消費税等	26,777
その他	70,260	未払法人税等	110,493
固定資産	3,543,111	前受金	6,880
有形固定資産	2,663,407	前受収益	34,401
建物	1,297,385	賞与引当金	1,122
構築物	1,094	資産除去債務	1,425
機械装置	323	その他	25,420
車両運搬具	23,501	固定負債	1,692,283
工具器具備品	242,022	社債	20,000
土地	768,684	長期借入金	1,267,284
リース資産	255,129	リース債務	217,976
建設仮勘定	75,264	資産除去債務	151,854
無形固定資産	56,608	その他	35,167
借地権	49,010	負債合計	3,251,335
ソフトウェア	7,161	(純資産の部)	
リース資産	181	株主資本	1,708,884
その他	255	資本金	392,250
投資その他の資産	823,095	資本剰余金	443,666
関係会社株式	273,348	資本準備金	410,242
関係会社長期貸付金	72,869	その他資本剰余金	33,424
長期前払費用	86,006	利益剰余金	872,968
差入保証金	335,878	その他利益剰余金	872,968
繰延税金資産	31,346	繰越利益剰余金	872,968
その他	23,645	純資産合計	1,708,884
資産合計	4,960,219	負債・純資産合計	4,960,219

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年 8月 1日から
平成28年 7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	7,597,704
売 上 原 価	2,065,688
売 上 総 利 益	5,532,015
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,057,469
営 業 利 益	474,545
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,435
保 険 金 収 入	17,462
そ の 他	2,031
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	19,248
社 債 利 息	752
株 式 交 付 費	4,932
株 式 公 開 費 用	7,213
そ の 他	7,624
経 常 利 益	455,703
特 別 利 益	
関 係 会 社 清 算 益	14,219
税 引 前 当 期 純 利 益	469,923
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	175,221
法 人 税 等 調 整 額	6,892
当 期 純 利 益	287,808

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年8月1日から
平成28年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純 資 産 計 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		株 主 資 本 計 合 計	
		資 準 備 本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	99,000	116,992	33,424	150,416	585,159	585,159	834,575	834,575
事 業 年 度 中 の 変 動 額								
新 株 の 発 行	293,250	293,250		293,250			586,500	586,500
当 期 純 利 益					287,808	287,808	287,808	287,808
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	293,250	293,250	-	293,250	287,808	287,808	874,308	874,308
当 期 末 残 高	392,250	410,242	33,424	443,666	872,968	872,968	1,708,884	1,708,884

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

a. 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

b. デリバティブ

時価法

c. たな卸資産

・商品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～28年

工具器具備品 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- (3) 繰延資産の処理方法
株式交付費 株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。
- (4) 引当金の計上基準
賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金
 - ③ ヘッジ方針 借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。
 - ④ ヘッジの有効性評価の方法 金利スワップの特例処理の要件を満たしておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。
- (7) その他の計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響は、軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	60,444千円
土地	729,920千円
計	790,365千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	89,834千円
長期借入金	349,642千円
計	439,476千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,499,761千円

(3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社パティスリードパラディ 11,285千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	53,558千円
② 長期金銭債権	72,869千円
③ 短期金銭債務	318,670千円
④ 長期金銭債務	2,251千円

(5) シンジケートローンによるコミットメント契約及び当座貸越契約

① 当社は、新規出店に係る設備資金に充当するため、機動的かつ安定的な資金調達を確保することを目的として、取引銀行5行とシンジケーション方式のコミットメント契約を締結しております。当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントの総額	1,000,000千円
借入実行残高	330,000千円
差引額	670,000千円

- ② 当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額	100,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	100,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	71,643千円
仕入高	68,723千円
支払手数料	219,242千円
業務委託費	2,071,530千円
営業取引以外の取引高	15,490千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	4,149,000株
------	------------

6. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	6,615千円
未払事業所税	2,250千円
前受収益	10,574千円
長期前受収益	6,460千円
減価償却費超過額	3,442千円
資産除去債務	46,876千円
その他	1,286千円

繰延税金資産合計	77,506千円
----------	----------

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	25,882千円
-----------------	----------

繰延税金負債合計	25,882千円
----------	----------

繰延税金資産の純額	51,623千円
-----------	----------

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	33.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
住民税均等割	0.2%
受取配当金等永久に益金に参入されない項目	△1.8%
留保金課税	4.9%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.6%
その他	1.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.8%

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.2%から平成28年8月1日に開始する事業年度及び平成29年8月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%に、平成30年8月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は2,579千円減少し、法人税等調整額が2,579千円増加しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社バルニバービインターフェイス	所有直接 100.0%	店舗運営業務委託 役員の兼務	店舗運営委託費 (注) 2	732,897	未払金	90,324
子会社	株式会社ワナビ	所有直接 100.0%	店舗運営業務委託 役員の兼務	店舗運営委託費 (注) 2	303,656	未払金	53,025
子会社	バルニバービアーツ株式会社	所有直接 100.0%	商標権及び固定資産の貸借 役員の兼務	関係会社清算益 (注) 4	14,219	—	—
子会社	株式会社パティスリードパライディ	所有直接 100.0%	不動産の賃貸 役員の兼務 資金の貸付	資金の貸付 (注) 3	43,000	関係会社貸付金	39,416
				貸付金の返済 (注) 3	3,583		
子会社	株式会社アスリート食堂	所有直接 100.0%	不動産の賃貸 役員の兼務 資金の貸付	貸付金の返済 (注) 3	25,383	関係会社貸付金	67,436
子会社	株式会社バルニバービコンシスタンス	所有直接 100.0%	店舗運営業務委託 役員の兼務	店舗運営委託費 (注) 2	494,531	未払金	52,253

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等を含めております。
2. 取引金額については、一般的な取引を参考に協議のうえ決定しております。取引条件の妥当性については、「職務権限規程」等の社内規程に基づいた手続き、決議を経て行っております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
4. 平成28年2月1日付でバルニバービアーツ株式会社は、解散いたしました。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 411円88銭

1株当たり当期純利益 71円46銭

(注) 平成28年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

9. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年9月23日

株式会社バルニバービ

取締役会 御中

かがやき監査法人

代表社員 公認会計士 上田 勝久 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 三原 康則 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バルニバービの平成27年8月1日から平成28年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バルニバービ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年9月23日

株式会社バルニバービ

取締役会 御中

かがやき監査法人

代表社員 公認会計士 上田 勝久 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 三原 康則 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バルニバービの平成27年8月1日から平成28年7月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年8月1日から平成28年7月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年9月26日

株式会社バルニバービ 監査役会

常勤監査役	柴	田	政	義	㊞
社外監査役	北	山	雅	章	㊞
社外監査役	青	木		巖	㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと位置付けております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主様に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円 総額41,490,000円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年10月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業の多様化に対応するため、事業の目的事項を追加するものであります。

(変更案第2条)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
1. ～20. (条文省略)	1. ～20. (現行どおり)
(新 設)	<u>21. 書籍及び古本の販売</u>
(新 設)	<u>22. 郵便はがき、郵便切手及び収入印紙の販売</u>
<u>21. ～23.</u> (条文省略)	<u>23. ～25.</u> (現行どおり)

第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものがあります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時（平成29年10月開催予定の定時株主総会終結の時）までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
永島宏美 (昭和48年9月3日生)	平成8年4月 株式会社キング入社 平成23年7月 当社入社 平成25年8月 当社執行役員 平成25年10月 当社執行役員総務人事部長（現任）	一株

- (注) 1. 候補者は、新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員に対してストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権の無償発行は、会社法第361条に規定される取締役に対する金銭でない報酬等に該当し、また、その額が確定していないため、別枠の報酬として当社取締役（社外取締役を除く）に割り当てるストックオプションとしての新株予約権に関する具体的な内容及び算定方法も併せてご承認をお願いするものであります。当社取締役（社外取締役を除く）に対する報酬等の具体的な算定方法は、後記に算定される新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役（社外取締役を除く）に割り当てる新株予約権の総数を乗じて得られる価額となります。

なお、第3号議案「取締役1名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、当社取締役（社外取締役を除く）は6名となり、当社取締役（社外取締役を除く）への新株予約権の割当数は250個を上限とします。

当社取締役（社外取締役を除く）に対する新株予約権は、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として割り当てられるストックオプションであり、また、会社業績及び当社における業務執行の状況・貢献度等を基準として割り当てられるもので、その額が一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定されることから、その額及び具体的な内容は、当社取締役（社外取締役を除く）への報酬等として相当なものであると考えております。

また、特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由及び新株予約権の発行要領は、以下のとおりです。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員が当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員に対し、新株予約権を無償で発行いたしたいと存じます。

2. 新株予約権発行の発行要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び従業員

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後に付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は合理的な範囲内で必要となる株式数の調整を行うものとする。

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式75,000株を上限とする。このうち、当社取締役（社外取締役を除く）を付与対象とする新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は当社普通株式25,000株を上限とする。ただし、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の総数

発行する新株予約権は750個を上限とする。このうち、当社取締役（社外取締役を除く）を付与対象とする新株予約権は250個を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭の額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないもの（無償）とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たり払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

また、割当日後に、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使によるものを除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社取締役会の決議により合理的な範囲内で行使価額の調整を行うものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

割当日後2年を経過した日から平成38年7月31日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 1個の新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ② 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役（社外取締役を除く）または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員の会社都合による退職その他当社取締役会が認める正当な事由のある場合には、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ④ その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得事由及び取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約もしくは新設合併計画の議案または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の議案につき株主総会で承認された場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため新株予約権の権利行使ができなくなった場合、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じるときは、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、新設合併計画、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

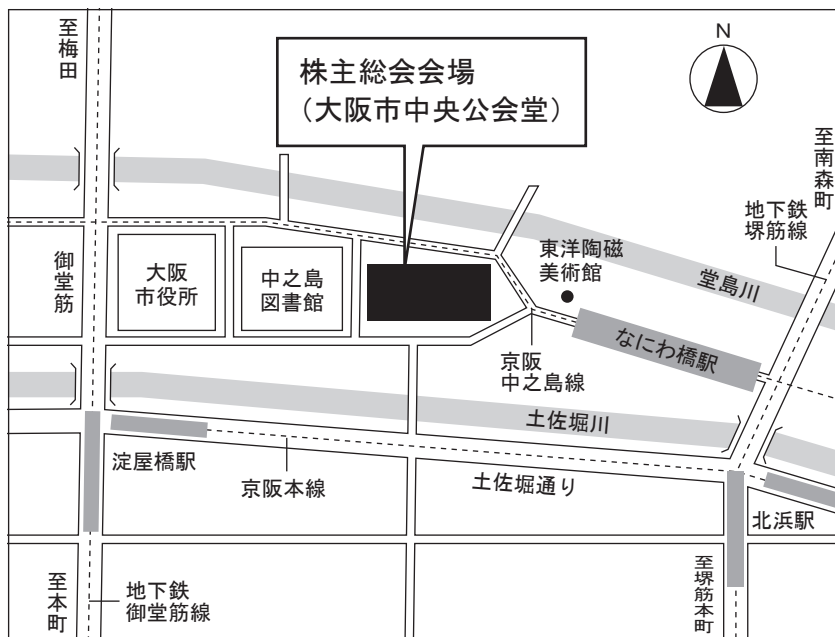
② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（２）に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（５）で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記（６）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（６）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使の条件
上記（７）に準じて決定する。
 - ⑦ 新株予約権の取得事由及び取得の条件
上記（８）に準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（１０）に準じて決定する。
- (12) 新株予約権の行使により発生する端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (13) 新株予約権の公正価額の算定基準
新株予約権１個当たりの公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定されるものとする。
- (14) 新株予約権のその他の事項
新株予約権に関するその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以 上

株主総会会場ご案内図

株主総会会場 大阪市北区中之島一丁目1番27号
大阪市中央公会堂3階 中集会室



交通のご案内

- ・ 大阪市営地下鉄 御堂筋線 淀屋橋駅 徒歩5分
- ・ 大阪市営地下鉄 堺筋線 北浜駅 徒歩3分
- ・ 京阪電鉄 本線 淀屋橋駅 徒歩5分
- ・ 京阪電鉄 中之島線 なにわ橋駅 徒歩1分

<株主懇親会開催のご案内>

株主総会終了後、株主懇親会の開催を予定しておりますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。